

【平成30年度第1回市川市個人情報保護審議会】 次第

日 時：平成30年5月23日（水）10：00～

会 場：市川市役所仮本庁舎4階第4委員会室

1 開会

2 委嘱状交付式

3 議事

(1) 会長互選

(2) 副会長互選

(3) 報告事項

ア 市川市個人情報保護条例の一部改正について【総務課】

イ コンピュータ結合基準について【総務課】

ウ 全項目評価書の改正について【市民税課】

エ コンビニ交付事業者の追加について【情報システム課】

(4) 承認事項

外部提供基準の改正について【総務課】

4 閉会

<配付資料>

1 次第

2 市川市個人情報保護審議会委員名簿

3 事務局職員名簿

4 市川市個人情報保護条例の一部改正について（議事(3)ア）

5 コンピュータ結合基準について（議事(3)イ）

6 全項目評価書の改正について（議事(3)ウ）

7 コンビニ交付事業者の追加について（議事(3)エ）

8 外部提供基準の改正について（議事(4)）

【市川市個人情報保護条例の一部改正について】

2018/1/29

個人情報保護法の改正に伴い、2月議会において、市川市個人情報保護条例（以下「条例」とします。）の一部を改正することを検討しております。以下、その概要についてお示しします。

- 1 従来はそれ単体では特定の個人を識別することは難しいと考えられていたDNAや指紋などの生体データ及びパスポート番号や運転免許証番号などが「個人識別符号」と規定され、これらも個人情報に該当することとされました。

本市におきましても、保護すべき個人情報の範囲が広がったことから、条例第2条の定義規定に「個人識別符号」を追加するものです。

- 2 本人に対する不当な差別や偏見が生じないように、その取扱いに特に配慮を要する個人情報として、人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴などが「要配慮個人情報」と規定されました。

現行の条例第7条第2項におきまして、「思想、信条、宗教その他基本的人権を損なうおそれのある個人情報の保管等をしてはならない」と規定しており、現在でもこれらの個人情報に対しては収集や保管には制限を課しておりますが、本市と国において、その取扱いに配慮を要する個人情報に違いはありませんので、条例第2条の定義規定に「要配慮個人情報」を追加し、また、条例第7条第2項を「要配慮個人情報その他基本的人権を損なうおそれのある個人情報の保管等をしてはならない」と修正するものです。

市川市個人情報保護条例及び市川市公文書公開条例の一部改正について

| 現 行 | 改 正 後 |
|--|---|
| ○ 市川市個人情報保護条例【第1条の規定による改正】 | |
| <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 個人情報 <u>個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得るものであり、文書、図画、写真、フィルム、磁気テープ、磁気ディスクその他規則で定めるものに記録されるもの若しくはされたものをいう。</u></p> <p>—</p> <p><u>(2)～(5)</u> (略)</p> <p>(基本的制限)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 実施機関は、次に掲げる場合を除き、<u>思想、信条、宗教</u>その他基本的人権を損なうおそれのある個人情報の保管等をしてはならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(業務の届出)</p> <p>第8条 実施機関は、個人情報の保管等に係る業務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>—</p> <p><u>(7)</u> (略)</p> | <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 個人情報 <u>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)第2条第2項に規定する個人情報をいう。</u></p> <p><u>(2) 要配慮個人情報 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第2条第4項に規定する要配慮個人情報をいう。</u></p> <p><u>(3)～(6)</u> (略)</p> <p>(基本的制限)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 実施機関は、次に掲げる場合を除き、<u>要配慮個人情報</u>その他基本的人権を損なうおそれのある個人情報の保管等をしてはならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(業務の届出)</p> <p>第8条 実施機関は、個人情報の保管等に係る業務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(7) 個人情報に要配慮個人情報その他基本的人権を損なうおそれのある個人情報が含まれるときは、その旨</u></p> <p><u>(8)</u> (略)</p> |

| 現 行 | 改 正 後 |
|--|--|
| <p>2・3 (略)</p> <p>(特定個人情報の利用の中止等を請求する権利)</p> <p>第16条の2 市民は、自己に係る特定個人情報が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この条例の定めるところにより、当該特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該特定個人情報の利用の中止、削除又は提供の中止に関して他の条例又はこれに基づく規則の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。</p> <p>(1) 当該特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、第10条の2第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき 当該特定個人情報の利用の中止又は削除</p> <p>(2) (略)</p> | <p>2・3 (略)</p> <p>(特定個人情報の利用の中止等を請求する権利)</p> <p>第16条の2 市民は、自己に係る特定個人情報が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この条例の定めるところにより、当該特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該特定個人情報の利用の中止、削除又は提供の中止に関して他の条例又はこれに基づく規則の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。</p> <p>(1) 当該特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、第10条の2第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき 当該特定個人情報の利用の中止又は削除</p> <p>(2) (略)</p> |
| <p>○ 市川市公文書公開条例【第2条の規定による改正】</p> | |
| <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、<u>図画、写真、フィルム、磁気テープ、磁気ディスクその他規則で定めるもの</u>であって、当該実施機関の職員が組織的に用いる</p> | <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、<u>図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をい</u></p> |

| 現 行 | 改 正 後 |
|---|---|
| <p>ものとして、<u>実施機関</u>が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(非公開情報)</p> <p>第8条 公開しないことができる情報は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、<u>特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得るもの</u>。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> | <p>う。第8条第1項第1号において同じ。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、<u>当該実施機関</u>が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(非公開情報)</p> <p>第8条 公開しないことができる情報は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、<u>当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのあるもの</u>。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> |

市川市電子計算組織（コンピュータ）結合基準（案）

【市川市個人情報保護条例第12条（結合の禁止）】

平成13年(2001)年7月2日制定

○「通信回線による結合」とは、社会通念上称されるオンライン・システムのことをいう。

実施機関が、個人の氏名、住所、収入、健康状態等の個人情報を組織的に保管等する電子計算組織（コンピュータ）で、当該情報の送受信を目的に、実施機関以外の国、他の団体等の電子計算組織（コンピュータ）と電気通信回線によりつなぐこと。ただし、個人情報以外の非プライバシー情報（法人情報等）の処理については、本条は適用されない。また、実施機関の業務を受託する機関等の電子計算組織（コンピュータ）は、実施機関の電子計算組織の一部とみなし、本規定の例外とみなす。

| 分類 | 具 体 例 | 根拠法令（例示） 要望事項等 |
|---|---|--|
| 1) 法令に特別の定めがある。 | | |
| (法令に「市町村長の使用する電子計算機から電気通信回線(電子情報処理組織)を通じて行う(送信する)ものとする。」と規定の場合) | | |
| (1) | 住民票の記載等のための市町村間の通知及び市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知は、総務省令で定めるところにより、市町村長の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて、それぞれ他の市町村長、都道府県知事の使用に係る電子計算機に送信することによって行うものとする。 | 住民基本台帳法第9条、第30条の6 |
| (2) | 署名利用者検証符号、署名用電子証明書等の通知については、総務省令で定めるところにより、住所地市町村長又は機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて相手方である機構又は住所地市町村長の使用に係る電子計算機に送信することによって行うものとする。 | 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第3条 |
| (3) | 戸籍又は除かれた戸籍が磁気ディスクで調製されているときは、市町村長は、戸籍又は除かれた戸籍に記録をした後遅滞なく、当該戸籍の副本（電磁的記録に限る。）を電気通信回線を通じて管轄法務局若しくは地方法務局又はその支局の使用に係る電子計算機に送信しなければならない。 | 戸籍法施行規則第75条（戸籍法第118条、第119条、第120条の規定に基づく） |
| (4) | 介護給付費及び訓練等給付費、特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費及び計画相談支援給付費の請求は電子情報処理組織を使用して厚生労働大臣が定める方式に従って入出力装置から入力して審査支払機関（市町村）の電子計算機に備えられたファイルに記録して行うものとする。 | 介護給付費等の請求に関する省令第2条、第3条、第4条（障害者自立支援法第29条第9項、第32条第7項及び第34条第3項の規定に基づく） |
| (5) | 障害児通所給付費、障害児入所給付費及び特定入所障害児食費等給付費、障害児相談支援給付費の請求は電子情報処理組織を使用して厚生労働大臣が定める方式に従って入出力装置から入力して審査支払機関（市町村）の電子計算機に備えられたファイルに記録して行うものとする。 | 障害児通所給付費等の請求に関する省令第2条、第3条、第4条（児童福祉法第24条の8の規定に基づく） |
| 2) 実施機関が、あらかじめ審議会の意見を聴き公益上必要があり、個人の権利利益の侵害がないと認める。 | | |
| (1) | 実施機関が行う、次の事業に係る業務を処理する実施機関の電子計算組織（システムサーバーコンピュータ）と実施機関以外の電子計算組織をインターネット回線を介して結合する場合（平成13年7月2日No.7） | [要望事項] ・住民基本台帳システム等基幹系システムネットワークとは別系統であること。 ・管理する個人情報データベースに外部から侵入できないよう、常に最新のセキュリティ対策を講じていること。 ・収集等した個人情報は厳重な保管等を徹底すること。 ・個人情報の取扱については、機器の整備等を含め最新の注意を払うこと。 |
| ① | 「実施機関スポーツ施設予約」システムとの結合（市川市360+5情報サポートシステム）（平成13年2月21日No.5） | |
| ② | 「実施機関公共施設（公民館以外の文化施設）予約」システムとの結合（市川市360+5情報サポートシステム）（平成13年7月2日No.6） | |
| ③ | 「電子メール/電子申請（許認可等）/各種事業の参加・利用等の為の登録/電子アンケート/電子会議室運営/電子掲示板運営/電子刊行物配信」に係る実施機関のシステムサーバーとの結合（平成13年7月2日No.7） | |
| ④ | 実施機関の介護予防支援給付費業務処理電子計算組織と民間の同給付処理及びデータ蓄積電子計算組織をインターネット回線を介して結合する場合。（平成19年9月28日No.11） | |
| (2) | 実施機関の電子計算組織と実施機関以外の電子計算組織を総合行政ネットワーク（L G W A N）回線を介して結合する場合。（平成16年2月4日No.8） | [要望事項] (1)の付帯意見に次を加える。 ・総合行政ネットワーク及び公的個人認証サービスを利用した際の取扱い業務が拡大した場合には審議会に適時報告すること。 |
| ① | 実施機関以外(中央省庁ネットワーク(霞ヶ関 WAN 及び全国地方公共団体、その他は協議会の要承認))の電子計算組織を総合行政ネットワーク(LGWAN)回線を介して結合する場合。（平成16年2月4日No.8） | |
| ② | 指定認証機関（公的個人認証法による電子証明書作成に係る千葉県知事委任機関）の電子計算組織を総合行政ネットワーク（L G W A N）回線を介して結合する場合。（平成16年2月4日No.8） | |
| ③ | 実施機関の各種証明発行処理電子計算組織と証明書交付センター(地方自治情報センター(LASDEC))の電子計算組織を総合行政ネットワーク(LGWAN)回線を介して結合する場合。（平成22年1月7日No.13） | (1)の要望事項を遵守すること。 |
| (3) | 実施機関の介護保険・予防支援業務処理電子計算組織と千葉県国民健康保険団体連合会の電子計算組織を I S D N 回線を介して結合する場合。（平成18年9月25日No.10） | |
| (4) | 実施機関の各種証明発行処理電子計算組織と地方自治情報センター(LASDEC)を経由し、コンビニ等のキオスク端末(電子計算組織)を専用回線を介して結合する場合。（平成22年1月7日No.13） | [要望事項] (1)の付帯意見に次を加える。 住基カード利用条例、同規則に規定する証明書等に拡大する場合は、諮問不要とする。 |

※1 本基準に、類型化できない(当てはまらない)結合については、市川市個人情報保護審議会に諮問するものとする。

※2 本基準に該当し、新たに電子計算組織を結合し開始した業務は、市川市個人情報保護審議会に業務内容等を適時報告するものとする。

沿革：（平13年02月・平13年07月・平16年02月・平18年09月・平19年09月・平22年01月一部改正）

【個人住民税（市・県民税）に関する事務に係る全項目評価書の改正概要】

◎ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第27条に基づき、個人住民税（市・県民税）に関する事務を行うに当たって、個人番号を含む個人情報（以下「特定個人情報」という。）の漏えい等のリスク対策等を記載した「全項目評価書」を作成しました。

このリスク対策等が妥当であるか否かを個人情報保護や情報システムに知見を有する専門の民間業者（一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC））に予備点検をしてもらい、「重大なリスクなし」又は「適合・妥当」との報告を受けたことから、平成27年5月22日、市川市個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）においてこの点検結果を説明し、同日、「特定個人情報の漏えい等を発生させるリスクを分析し、これらリスクを軽減するための適切な措置が講じられていると認める」旨の答申を受けたものです。

今般、以下の2点について、「全項目評価書」を改正することから、改めて予備点検を受けることとなりますので、その点検結果を審議会に報告するものです。

1 改正点

- (1) 他の自治体に課税情報等を送付する方法（他市回送）を現在の郵送から、漏えい等のリスクを軽減し、安全性を高めることを目的として、国が構築した専用回線のL2WAN回線を利用した国税連携システムによる電子送付に変更するため、その送付データを保存するファイル（以下「スキャナファイル」という。）を作成する。
- (2) 他の自治体等との情報連携を開始するに当たり、課税対象者の被扶養者に係る情報等を保存するファイル（以下「暫定ファイル」という。）を作成する。

2 改正内容

新たに作成する上記2つのファイルについて、以下のとおりのリスク対策を行う旨を全項目評価書に記載する。

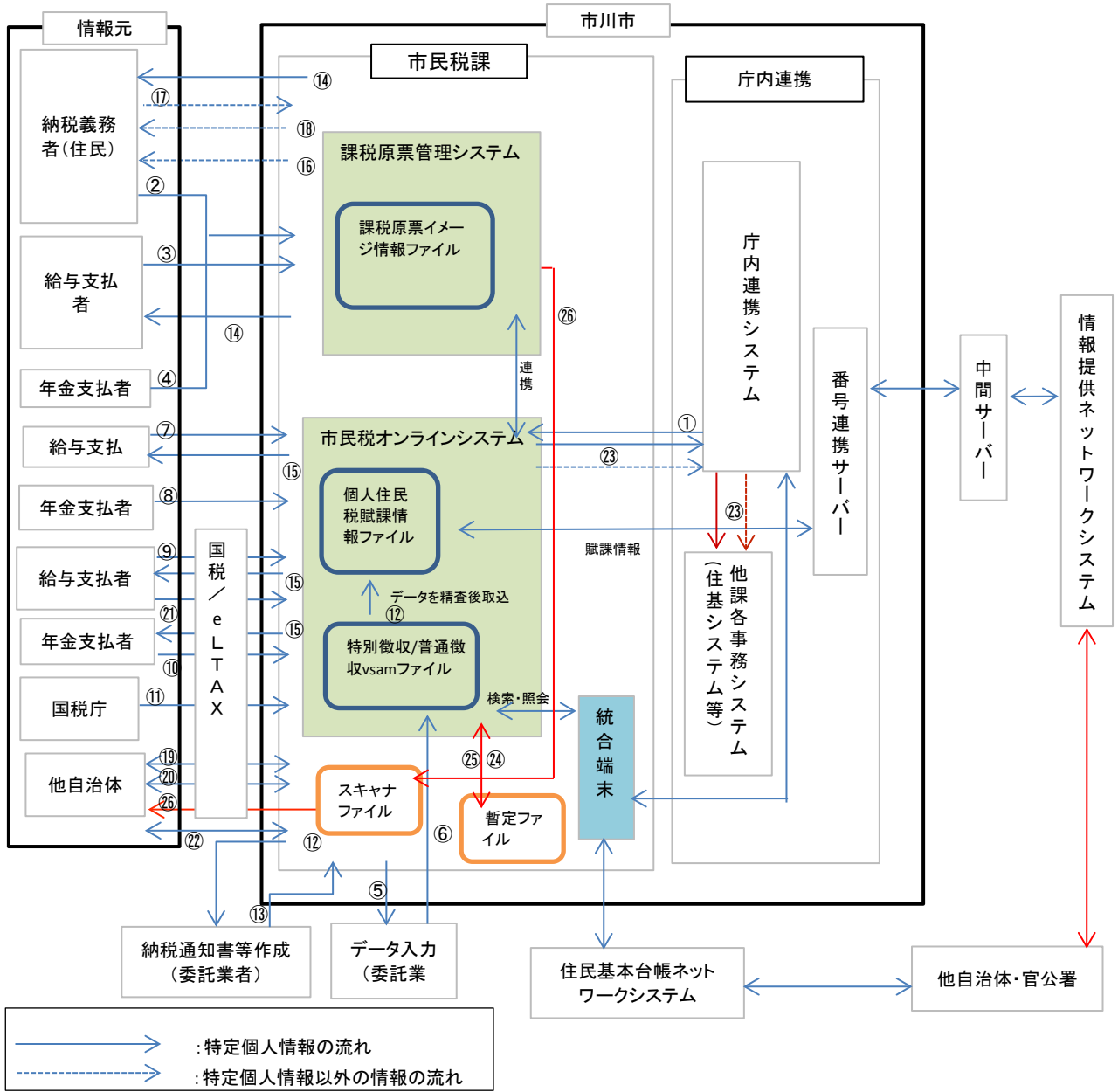
(1) スキャナファイル

- ア 目的外や不適切な方法で特定個人情報が入手されるリスク
本人確認等の窓口対応マニュアルを作成し、職員研修を実施する。
- イ 特定個人情報が漏えい・紛失するリスク
紙媒体は執務室内での施錠管理を徹底し、電子ファイルは厳格な入退室管理を行っているサーバールーム内のサーバーに保管する。
- ウ 権限のない者によって不正に使用されるリスク
アクセス権限の発行・失効等を毎年実施し、アクセスログを随時確認する。
- エ 取扱いを外部に委託しない。また、バックアップファイルを作成し、外部に保管する。

(2) 暫定ファイル

- ア 目的外や不適切な方法で特定個人情報が入手されるリスク
本人確認等の窓口対応マニュアルを作成し、職員研修を実施する。
- イ 特定個人情報が漏えい・紛失するリスク
執務室の入退室管理を厳格に行う。
- ウ 権限のない者によって不正に使用されるリスク
アクセス権限の発行・失効等を毎年実施し、アクセスログを随時確認する。
- エ パソコンにはウイルス対策ソフトを導入し、常に最新の状態に更新する。

(別添1) 事務の内容



(備考)

- ①: 庁内連携システムから住基情報等を取得し対象者情報を作成。
- ②: 納税義務者から提出される、紙による申告情報(市・県民税申告書及び確定申告書)を、市民税課でスキャンングしイメージ画像を電子化し登録
- ③: 給与支払者から提出される、紙による申告情報(給与支払報告書)を、市民税課でスキャンングしイメージ画像を電子化し登録
- ④: 年金支払者から提出される、紙による申告情報(年金支払報告書)を、市民税課でスキャンングしイメージ画像を電子化し登録
- ⑤: ②～④によって市民税課に提出された、各種紙による申告情報を、データ入力業者に委託し、電子化
- ⑥: ⑤により電子化された情報を、特別徴収／普通徴収Vsamファイルへ取り込む取り込み①で作成した対象者へ申告情報を紐付け。
- ⑦: 電子媒体による申告情報(給与支払報告書)を、課税原票イメージ情報ファイル及び特別徴収／普通徴収Vsamファイルへ取り込み①で作成した対象者へ申告情報を紐付け。
- ⑧: 電子媒体による申告情報(年金支払報告書)を、課税原票イメージ情報ファイル及び特別徴収／普通徴収Vsamファイルへ取り込み①で作成した対象者へ申告情報を紐付け。
- ⑨: 国税/eLTAXを通して電子にて提出される、申告情報(給与支払報告書)を課税原票イメージ情報ファイル及び特別徴収／普通徴収Vsamファイルへ取り込み①で作成した対象者へ申告情報を紐付け。
- ⑩: 国税/eLTAXを通して電子にて提出される、申告情報(年金支払報告書)を課税原票イメージ情報ファイル及び特別徴収／普通徴収Vsamファイルへ取り込み①で作成した対象者へ申告情報を紐付け。
- ⑪: 国税/eLTAXを通して電子にて提出される、申告情報(確定申告書)を課税原票イメージ情報ファイル及び特別徴収／普通徴収Vsamファイルへ取り込み①で作成した対象者へ申告情報を紐付け。
- ⑫: 課税資料をもとに、市民税オンラインシステムで課税処理を行い賦課決定、税額通知書等を作成。税額通知書等の印刷・封入封緘については外部の印刷業者に委託し、課税処理で作成した納税通知書のデータを渡す。
- ⑬: ⑫で作成した納税通知書等を委託業者より納品を受ける。
- ⑭: ⑬で納品された納税通知書等を納税義務者等(住民、給与支払者)へ発送。
- ⑮: 特別徴収義務者には、特別徴収税額通知を電子データで情報元へ提出された電子媒体に書き出しし発送、又は国税/eLTAXを通して電子データにて送信。
- ⑯: 納税義務者からの交付申請により課税証明書等を発行
- ⑰: 担税力に乏しい納税義務者から減免申請があった場合の受理
- ⑱: ⑰で受理した減免申請を審査の上、決定又は却下通知を発送。
- ⑲: 他市町村へ課税資料の回送(紙により行う場合もある)及び他市町村から課税資料の受理
- ⑳: 他市町村へ294条通知の送信(紙により行う場合もある)及び他市町村から294条通知の受理
- ㉑: 給与支払者(特別徴収義務者)又は納税義務者に関し、異動(納税義務者の就退職・支払者の所在地変更等)に応じ、各種届の提出(個人住民税)。
- ㉒: 情報元へ所得調査・回答
- ㉓: 番号法及び条例により特定個人情報の利用が認められた事務については、賦課情報(特定個人情報を含む)を移転。その他の事務については賦課情報(特定個人情報を含まない)を移転。
- ㉔: ⑤で作成された電子データのうち、市民税オンラインシステムに登録できないものを保存する。
- ㉕: 市民税オンラインシステムより番号連携サーバへデータを送る際、暫定ファイルの情報を紐付けして送付する。
- ㉖: 課税原票管理システムから取出しした課税データをスキナファイルにより電子化し他市へ送付

※特別徴収／普通徴収Vsamファイルは年度当初課税処理(1月～5月)のみ使用。
年度当初課税処理以外は個人住民税賦課情報ファイルにて全件市民税課職員が処理

平成 29 年 1 月 27 日

特定個人情報保護評価確認書

市川市長 殿

一般財団法人日本情報経済社会推進協会
専務理事 河野 修一



貴市が作成された「個人住民税（市・県民税）に関する事務」に関する特定個人情報保護評価書 全項目評価書（以下「当該評価書」という。）について、平成 28 年 12 月 19 日から平成 29 年 1 月 27 日までの間、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）」、「特定個人情報保護評価に関する規則（特定個人情報保護委員会規則第 1 号）」、「特定個人情報保護評価指針（平成 28 年 1 月 1 日個人情報保護委員会）」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）（平成 26 年 12 月 18 日（平成 28 年 1 月 1 日一部改正）個人情報保護委員会）」に基づき的確に記載されているか、また、記載内容が当該事務にかかる規程等を適正に順守し、システムの運用実態を的確に反映したものであるか確認、照合しました。

この結果、当該評価書は、様式及び指定された項目に沿って記載されているとともに、特定個人情報の保護等について適正な措置を講じられていることを確認しました。

【確認事項の結果】

別紙「個人住民税（市・県民税）に関する事務・全項目評価書予備点検報告書」参照

注記：本確認書の意義は、貴団体が作成された特定個人情報保護評価書に対して、独立した専門的立場から意見を表明することにあります。

特定個人情報保護評価書（全項目評価書）

1. 評価書名

個人住民税(市・県民税)に関する事務

2. 予備点検

一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）

3. 事務の内容

- (1) 地方税法に基づき、市民税申告や国税庁から提出された申告情報、給与支払者・年金支払者から提出された支払報告書など課税資料の受理・収集を行い個人住民税額の算定、賦課決定をし、通知する。
- (2) 賦課決定した後においても、随時申告情報の受理又は必要に応じて税務調査などを行い、賦課決定又は賦課更生を行なう。

地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（通称:マイナンバー法）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。

- 申告情報等の受理又は調査による、課税資料の取得・収集
- 取得・収集した課税資料を電子データ化し、システムへの取込
- 個人住民税額の賦課決定・賦課更正及び住民・給与支払者・年金支払者への税額通知の発送
- 住民登録外課税に伴う他自治体への通知
- 個人住民税の減免申請の受理及び承認又は却下の決定、ならびにその通知
- 住民・給与支払者等からの各種申請・届出書等の受理
- 他自治体の課税資料であることが判明した場合の回送
- 課税(非課税)証明の発行

4. 使用するシステム

- (1) 市民税オンラインシステム
- 課税内容照会、当初賦課、更正処理、税額通知書等の帳票発行、年金特徴処理、減免処理
- (2) 課税原票管理システム
- 課税資料の画像ファイルの管理、画像イメージの印刷
- (3) 国税連携/eLTAX
- (国税連携)確定申告データダウンロード、データ検索、印刷、ファイル変換等、団体間回送
 - (eLTAX)申告データの審査と管理、申請・届出データの審査と管理、申告データの連携
特別徴収税額通知データの連携
- (4) 番号連携サーバーシステム
- 宛名管理、統合宛名番号の付番、符号要求、情報提供、情報照会
- (5) 住民基本台帳ネットワークシステム
- 本人確認及び検索

5. 特定個人情報ファイル

- (1) 個人住民税賦課情報ファイル
- (2) 特別徴収/普通徴収Vsamファイル
- (3) 課税原票イメージ情報ファイル
- (4) 暫定ファイル(※)
- (5) スキャナファイル(※)

(※)の2ファイルを今回、追加した。

「特定個人情報保護評価書（全項目評価書）予備点検報告書についての対応策等」について

皆様にお送りしましたA3横の資料「特定個人情報保護評価書（全項目評価書）予備点検報告書についての対応策等」は、予備点検者である一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）による予備点検結果の報告書のうち、「助言」、「要確認」又は「要修正」と指摘された部分に対する本市の対応策を記載したものです。

「点検の観点」及び「判断基準」とは、特定個人情報保護評価を行うに当たって、内閣府の外局として設置された「個人情報保護委員会事務局」から出された「審査の観点」及び「行政機関等の全項目評価書の承認に際しての審査の観点における主な考慮事項」で示されたものです。

予備点検を行う上でのポイントを示したもので、具体的には、同委員会が定めた「特定個人情報保護評価指針」に定める実施手続等に適合した特定個人情報保護評価を実施しているか（適合性）、又は、個人情報保護評価書の内容は、同指針に定める目的等に照らし妥当と認められるか（妥当性）の2つの観点から予備点検を行うこととなります。

「全項目評価書上の主な記載内容」欄は、当初、本市がどのように全項目評価書を作成したのかを記載しており、「予備点検者のコメント」を踏まえて、本市がどのように対処したのかを「市の対応策」欄に記載しております。

予備点検者からのこれらすべての指摘に対して修正等を行った結果、「適合・妥当」との報告を予備点検者から受けたものです。

N〇5からN〇13が今回追加となる「暫定ファイル」について、このファイルを取り扱うプロセスが具体的に記載されているか、また、特定個人情報を取り扱う上でのリスクを軽減する措置は妥当であるか、といった観点で予備点検を受けたものです。

同様に、N〇14からN〇18が「スキャナファイル」について、特定個人情報を取り扱う上でのリスクを軽減する措置は妥当であるか、といった観点で予備点検を受けたものです。

なお、N〇1からN〇4は、2つのファイルを今回追加することに伴い、個人住民税（市・県民税）に関する事務手続が一部変更となりますので、予備点検を受けたものです。

以上、簡単に説明させていただきましたが、ご不明の点がございましたら、総務課の小泉までご連絡ください。

特定個人情報保護評価書（全項目評価書）予備点検報告書についての対応策等

評価書名 : 個人住民税（市・県民税）に関する事務 全項目評価書
予備点検実施業者 : 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）

| No | 点検の観点 | 判断基準 | 全項目評価書上の主な記載内容 | 予備点検者のコメント | 市の対応策 |
|----|--|--|---|--|---|
| 1 | しきい値判断に誤りはないか。 | 評価実施機関の従業者及び評価実施機関が特定個人情報ファイルの取扱いを委託している場合の委託先の従業者のうち、当該特定個人情報ファイルを取り扱う者の数のカウントの仕方 | <p>・「個人住民税賦課情報ファイル」の取扱いの委託先： 株式会社大崎コンピュータエンジニアリング、株式会社小林クリエイティブ、株式会社アイ・エス・エス、株式会社日立システムズ、</p> <p>・「特別徴収/普通徴収Vsamファイル」の取扱いの委託先： 株式会社大崎コンピュータエンジニアリング、富士ソフトサービスビューロ株式会社</p> <p>・「課税原票イメージ情報ファイル」の取扱いの委託先： 株式会社大崎コンピュータエンジニアリング</p> <p>個人住民税賦課情報ファイルの使用部署： 市民税課、行徳支所税務課、納税・債権管理課、大柏出張所、南行徳市民センター</p> | <p>助言 ・ 根拠資料となる「しきい値判断記録票」に、委託先、出張所等を含めた取扱者数を根拠資料として明確にする必要があります。</p> <p>要確認 ・ 納税・債権管理課は移転先4に記載があります。使用部署であるのか確認下さい。</p> | <p>しきい値判断に使用する内部資料である「しきい値判断記録票」の取扱者数に関する記載を見直し、詳細化しました。</p> <p>納税・債権管理課は移転先であると同時に、市民税オンラインシステムを使用して個人住民税賦課情報ファイルにアクセスするため、使用部署に記載をしております。</p> |
| 2 | 特定個人情報保護評価対象となる事務の内容の記載は具体的か。当該事務における特定個人情報の流れを併せて記載しているか。 | 事務の根拠及び個人番号利用の根拠となる主たる関連法令が示されているか | <p>情報提供ネットワークシステムによる情報連携に関する法令上の根拠： 番号法第19条第7号 同法別表第2の27の項及び情報提供者が市町村長となる地方税関係情報各項</p> | <p>要修正 【Iの6.②】情報提供の根拠としての条項が削除されています。修正下さい。</p> | <p>修正を行い、「照会」「提供」に分けて根拠条項を記載しました。</p> |
| 3 | | 事務の流れが明確になっているか | <p>「別添1 事務の内容（図と説明）」</p> <p>⑫：課税資料をもとに、市民税オンラインシステムで課税処理を行い賦課決定、税額通知書等を作成。 税額通知書等の印刷・封入封緘については外部の印刷業者に委託し、課税処理で作成した納税通知書のデータを渡す。</p> | <p>助言 特別徴収/普通徴収Vsamファイルからデータ精査後個人住民税賦課情報ファイルに取込み、を左記現状文の冒頭に追記し、図中のデータ精査後取込み矢印にも⑫を附番する方が、分かり易いと思われれます。検討下さい。</p> | <p>助言案のとおり修正しました。</p> |
| 4 | | 特定個人情報ファイルに関する記述に過不足はないか | <p>「別添1 事務の内容（図と説明）」</p> <p>⑯：課税原票管理システムから取出した課税データをスキャンファイルにより電子化し他市へ送付</p> | <p>要修正 スキャンファイルと記載された文がありません。例えば下記。 ・ 別添1備考⑯ ・ 基礎項目評価書 I 2.(5) スキャンファイルに統一して下さい。</p> | <p>見直しを行い、用語を「スキナファイル」に統一しました。</p> |
| 5 | 【暫定ファイル】 特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスの概要を具体的に分かり易く記載しているか。 | 特定個人情報の提供・移転(情報提供NW・庁内連携を含む)について具体的に記載しているか | <p>特定個人情報の提供・移転について「法令上の根拠」</p> <p>番号法第19条第7号 同法別表第2の27の項及び情報提供者が市町村長となる地方税関係情報各項</p> | <p>助言 II(4)-5.①提供の法令上の根拠は、情報照会を含まないものとなります。I 基本情報6.②の情報提供の根拠と同一とすることを薦めます。</p> | <p>助言案のとおり修正しました。</p> |

| No | 点検の観点 | 判断基準 | 全項目評価書上の主な記載内容 | 予備点検者のコメント | 市の対処策 |
|----|--|--|---|--|---|
| 6 | 【暫定ファイル】 記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。 | 入手した特定個人情報が入力された不正なリスクへの顕在化防止策は有効か | 特定個人情報の入手に関して「リスク3:入手した特定個人情報が入力された不正なリスク」の「特定個人情報の正確性確保の措置の内容」 ・入手した情報は、提出された申告書等や調査により収集した資料との照合、突合を行い正確性を確保する。 ・収集した情報により入手した情報に誤り又は変更があれば適宜修正することで正確性を確保する。 ・特定個人情報の入力、削除及び訂正を行う際は、整合性を確保するために、入力、削除及び訂正を行った者以外の複数の者が読み合わせにより確認する等、必ず入力、削除及び訂正した内容を確認する。 ・入力者、審査者を分担して入力ミスを軽減する | 助言 適宜修正の記録、承認手続が定められている場合は、その旨も記載することを薦めます。 | 修正の記録について、システム上で履歴管理を行っている旨を追記しました。 |
| 7 | | 委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスクへの有効な顕在化防止策は策定されているか | (課税データ作成業務委託に関する記載が無い) | 要修正 委託事項1件があるが未記載です。記載して下さい。 | Ⅱ(4)4「特定個人情報ファイルの取扱いの委託」について「委託する」記述をしておりましたが、委託は無しと判明したため、修正し「委託しない」としました。よって、Ⅲ(4)4「特定個人情報ファイルの取扱いの委託」についてリスクに関する記述も生じません。 |
| 8 | | 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスクへの有効な顕在化防止策は策定されているか | 同上 | 同上 | 同上 |
| 9 | | 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスクへの有効な顕在化防止策は策定されているか | 同上 | 同上 | 同上 |
| 10 | | 委託契約終了後の不正な使用等に関するリスクへの有効な顕在化防止策は策定されているか | 同上 | 同上 | 同上 |
| 11 | | 再委託に関するリスクへの有効な顕在化防止策は策定されているか | 同上 | 同上 | 同上 |
| 12 | | 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置が検討され有効な顕在化防止策は策定されているか | 同上 | 同上 | 同上 |
| 13 | | 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクへの有効な顕在化防止策は策定されているか | 特定個人情報の保管・消去に関して「リスク2 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク」に関する措置の内容 ・1年度に1つのファイルを常に更新するため、リスクは存在しない。 | 助言 例えば、「1年度に1つのファイルを常に更新するため、過年度の情報は存在しない」等の表現の方が、「…リスクは存在しない」より、分かり易いと思われます。検討下さい。 | 表現を見直し、1年を超えてファイルを保持しない旨を追記しました。 |

| No | 点検の観点 | 判断基準 | 全項目評価書上の主な記載内容 | 予備点検者のコメント | 市の対処策 |
|----|--|--|--|---|---|
| 14 | 【スキャナファイル】 記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。 | 目的外の入手が行われるリスクへの顕在化防止策は有効か | 特定個人情報の入手に関して「リスクⅠ 目的外の入手が行われるリスク」について「必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容」 ・(記載無し) | 要修正 課税原票管理システムから入手したデータであるため、Ⅲ(3)-2リスク1対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容に順ずると記載しています。従って、必要な情報以外の入手についても、Ⅲ(3)-2リスク1必要な情報以外の入手を防止するための措置の内容に準ずると記載することを薦めます。 | 助言案のとおり修正しました。 |
| 15 | | 不正な提供・移転が行われるリスクへの有効な顕在化防止策は策定されているか | (スキャナファイルの提供に関する記載が無い) | ※国税/eLTAXによる 提供は1件あるが未記載である。 要修正 記載して下さい。 | Ⅲ(5)5「特定個人情報の提供・移転」について国税/eLTAXによる提供について記載しました。 |
| 16 | | 不適切な方法で提供・移転が行われるリスクへの有効な顕在化防止策は策定されているか | (スキャナファイルの提供に関する記載が無い) | 同上 | 同上 |
| 17 | | 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの有効な顕在化防止策は策定されているか | (スキャナファイルの提供に関する記載が無い) | 同上 | 同上 |
| 18 | | 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置が検討され有効な顕在化防止策は策定されているか | (スキャナファイルの提供に関する記載が無い) | 同上 | 同上 |

市川第 20170208-0207 号

平成 29 年 2 月 13 日

市川市個人情報保護審議会

会長 奥川 貴弥 様

市川市長 大久保 博



「マイナンバー制度」施行に伴う特定個人情報保護の全項目評価書の承認について（諮問）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「マイナンバー法」という。）の施行に伴い、国民一人一人に個人番号（以下「マイナンバー」という。）が付番されました。

マイナンバーは、行政を効率化し、また、国民の利便性を高めるための社会的な基盤となるものですが、個人のプライバシー等の権利利益を保護するという観点から、マイナンバー法第 27 条の規定に基づき、地方公共団体は、マイナンバーを含む個人情報（以下「特定個人情報」という。）を取り扱うシステムにおける特定個人情報の漏えい等の発生の危険性及び影響に関する評価（以下「特定個人情報保護評価」という。）を実施することとされています。

この特定個人情報保護評価については、システムが扱う対象人数が 30 万人以上の場合等は、特定個人情報の入手方法や漏えい等のリスク対策等の詳細にわたる項目を評価した「全項目評価書」を作成した上で、その内容について、個人情報の保護に関する学識経験のある者を含む者で構成される合議制の機関等の意見を聴くなど、第三者による点検を受けること（特定個人情報保護評価に関する規則第 7 条第 4 項）となっております。

「個人住民税（市・県民税）に関する事務」については、平成 27 年 5 月 13 日付けで一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）による予備点検を受け、その結果について「適合・妥当」との報告を受けましたので、平成 27 年 5 月 20 日付けで貴審議会に諮問し、同月 22 日付け市個審議答申第 27-1 号において承認をいただいております。

今般、他の自治体に課税情報等を送付する方法（他市回送）を現在の郵送から、漏えい等のリスクを軽減し、安全性を高めることを目的として、国が構築した専用回線の LGWAN 回線を利用した国税連携システムによる電子送付に変更するため、その送付データを保存するファイル（スキャナファイル）を作成すること及び他の自治体等との情報連携を開始するに当たり、課税対象者の被扶養者に係る情報等を保存するファイル（暫定ファイル）を作成することから、特定個人情報保護評価を再実施し、作成した全項目評価書について、同協会の予備点検を受け、その結果について「適合・妥当」との報告を受けましたので、改めて、この全項目評価書について、貴審議会に承認を求めるものです。

市個審議答申第28-1号

平成29年2月27日

市川市長 大久保 博 様

市川市個人情報保護審議会

会長 奥川 貴弥



「マイナンバー制度」施行に伴う特定個人情報保護の全項目評価書の承認に
ついて（答申）

平成29年2月13日付け市川第 20170208-0207 号で諮問のあった事案について、
別紙のとおり答申します。

別紙

市個審議答申第28-1号

答 申 書

下記の事務における全項目評価書については、特定個人情報の漏えい等を発生させるリスクを分析し、これらリスクを軽減するための適切な措置が講じられていると認める。

記

- ・ 個人住民税（市・県民税）に関する事務

市川第 20180305-0162 号

平成 30 年 3 月 12 日

市川市個人情報保護審議会

会長 奥川 貴弥 様

市川市長職務代理者

市川市副市長 佐藤 尚美



コンビニエンスストア等のキオスク端末による証明書等の交付事業における
新規事業者の参加について（報告）

本市では、本市コンピュータとコンビニエンスストア等のキオスク端末を通信回線により結合し、住民基本台帳カード及び個人番号カードを利用して、住民票等の各種証明書等を交付するサービス（以下「コンビニ交付サービス」といいます。）を実施しております。

このコンビニ交付サービスは、国が構築した専用回線を利用し、また、コンビニエンスストア等の従業員の手を介さずに住民票等を取得することができるなど、個人情報の保護対策が確保されたものとなっております。

今後、個人番号カードの普及に伴い、より多くの市民の方が身近な店舗で利用できるように、新規事業者の参加が見込まれるところですが、その際には、地方公共団体情報システム機構法に基づき設立された地方公共団体情報システム機構が当該事業者を審査し、さらに、本市が市民の方の利便性向上につながるか否かを判断するなど、慎重な手続を踏むこととなります。

今般、下記の4事業者が参加することとなりましたところ、平成27年11月11日付け市個審議答申第27-4号におきまして、新規事業者が参加する場合には、貴審議会に報告することとされておりますので、報告するものです。

また、株式会社サークルKサンクスは株式会社ファミリーマートと合併したため、実施事業者から除かれておりますことを併せて報告いたします。

記

1 新規事業者

- (1) ミニストップ株式会社
- (2) 株式会社ポプラ
- (3) 日本郵便株式会社
- (4) ウエルシアホールディングス株式会社

2 参考資料

平成27年11月11日付け市個審議答申第27-4号

市個審議答申第27-4号

平成27年11月11日

市川市長 大久保 博 様

市川市個人情報保護審議会

会長 奥川 貴弥



コンビニエンスストア等のキオスク端末による証明書等の交付事業における
通信回線による結合について (答申)

平成27年11月11日付け市川第20151104-0306号で諮問のあった事案について、
別紙のとおり答申します。

答 申 書

- 1 諮問のあった事案については、原案どおり承認する。
- 2 次に掲げる場合には、原案と同様の方法による結合であれば、改めて当審議会に付議せず、それを実施することを承認する。
ただし、実施する場合には遅滞なく当審議会に報告することを求める。
 - (1) 次に掲げる民間事業者以外の新たな事業者等が証明書等の交付事業を行う場合
 - ア 全国の株式会社セブン-イレブン・ジャパンの店舗
 - イ 全国の株式会社ローソンの店舗
 - ウ 全国の株式会社サークルKサンクスの店舗
 - エ 全国の株式会社ファミリーマートの店舗
 - オ 全国のイオンリテール株式会社の店舗
 - カ 全国の国分グローサースチェーン株式会社の店舗
 - キ 全国の株式会社セーブオンの店舗
 - (2) 交付する証明書等の種類を次に掲げる証明書等以外に拡大する場合
 - ア 住民票の写し
 - イ 印鑑登録証明書
 - ウ 戸籍の全部事項証明書及び個人事項証明書
 - エ 市民税・県民税課税証明書
 - オ 市民税・県民税非課税証明書
 - カ 市民税・県民税納税証明書
 - キ 固定資産評価額証明書
 - ク 固定資産税・都市計画税公課証明書
 - ケ 固定資産税・都市計画税納税証明書
 - コ 市川市はり、きゅう、マッサージ施術費助成券
 - サ 市川市福祉タクシー利用券

市川市個人情報外部提供基準（案）

【市川市個人情報保護条例第10条第2項（外部提供の制限）】

昭和62年(1987)年8月20日制定

| 分類 | 具 体 例 | 根拠法令（例示）等 |
|----|---|--|
| 1 | <p>法令又は条例に特別の定めのあるとき （法令又は条例等に「協力、提出、通知しなければならない。」と規定されていて、実施機関に外部提供の義務を課す規定となっている場合）</p> <p>(1) 議院又は委員会の官公署に対する報告、記録の提出要求、裁判所からの文書提出命令</p> <p>(2) 住民票の記載等に係る本人確認情報の都道府県知事への通知 （平 13.06 一部改正）</p> <p>(3) 市町村選挙管理委員会が行う選挙人名簿の登録に関する調査に対する回答 （平 17.02 一部改正）</p> | <p>国会法第 104 条、民事訴訟法第 223 条</p> <p>住民基本台帳法第 30 条の 6</p> <p>公職選挙法施行令第 12 条</p> |
| 2 | <p>公益の実現を図るため実施機関があらかじめ審議会の意見を聴いて認めたとき （法令又は条例等に「協力、提出、通知を求めることができる。」と規定されるなど、実施機関が外部提供の判断をする場合）</p> <p>(1) 法令又は条例の規定により、何人でも閲覧可能な個人情報の提供</p> <p>(2) 公知性の生じた個人情報を提供する場合</p> <p>(3) 予め本人の同意を得て個人情報を提供する場合</p> <p>(4) 個人の生命、身体、健康又は財産に対する急迫の危険を回避し、安全を確保するためやむを得ず個人情報を提供する場合（平 09.12 一部改正）</p> <p>(5) 公務員の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員の職に関する個人情報を提供する場合（平 09.12 一部改正）</p> <p>(6) 法令の規定に基づく協力（照会、調査等）要請を受けたとき又は実施機関の職務の遂行上特に必要があるときに個人情報を提供する場合</p> <p>① 捜査機関、裁判所その他の機関が法令の規定に基づいて行う照会に対する回答を行う場合</p> <p>② 国、他の地方公共団体その他の機関が欠格事由を定めている法令に基づいて行う照会に対して回答を行う場合</p> <p>③ 国、他の地方公共団体、公益団体等が職務遂行のため行う照会に対して回答を行う場合</p> <p>(7) 実施機関の職務（事務事業）を実施機関以外のものと共同若しくは委託業務として行う場合であって、実施機関の職務と同一とみなせる場合（平 09.12 一部改正）</p> <p>(8) 心身の障害等により本人が閲覧等請求をすることができない場合（委任状による代理請求もできない場合に限る）に、本人と同一世帯である者又は民法第 725 条に規定する親族に個人情報を提供する場合（平 12.02 一部改正）</p> <p>(9) 「児童生徒の健全育成に関する学校と警察との相互連絡制度」に基づき千葉県警察本部管内警察署に個人情報を提供する場合（平 17.02 一部改正）</p> <p>(10) 他の官公署が法令等に基づく諸計画の策定や施策の実地に際して必要とする個人情報の提供の求めに応じて提供する場合（平 20.02 一部改正）</p> | <p>※写し交付・閲覧閉鎖後の取扱いであること</p> <p>※写し交付・取扱いに変更が生じた場合</p> <p>※意見聴取の必要性を否定できる急迫の危険を回避する場合であること</p> <p>※実施機関が保管する公務員の職に関する情報を正当な理由があり提供する場合</p> <p>刑事訴訟法第 197 条第 2 項、第 507 条、民事訴訟法第 226 条、弁護士法第 23 条の 2、国税犯則取締法第 1 条第 3 項、少年法第 6 条の 4 第 3 項、第 16 条第 2 項</p> <p>国家公務員法第 38 条、地方公務員法第 16 条、宅地建物取引業法第 5 条、土地家屋調査士法第 5 条</p> <p>弁護士法第 7 条、公認会計士法第 4 条、司法書士法第 5 条、行政書士法第 2 条の 2</p> <p>地方税法第 20 条の 11、国税通則法第 74 条の 12 第 6 項</p> <p>国民年金法第 108 条</p> <p>出入国管理及び難民認定法第 28 条第 2 項</p> <p>国民健康保険法第 75 条の 3、第 113 条の 2</p> <p>弁護士法第 5 条の 5、出入国管理及び難民認定法第 59 条の 2 第 3 項、生活保護法第 29 条</p> <p>東京都圏総合都市交通体系調査（パーソントリップ調査）に係る調査客体情報の提供</p> |
| ※ | <p>市川市公文書公開条例第 8 条第 1 項第 1 号ただし書により個人情報が公開される場合は、目的外利用等の規定は適用しない。</p> <p>ア 法令（告示含む）、条例の規定又は慣行として公にされている情報又は公にすることが予定されている情報</p> <p>イ 個人識別情報を除くことで、公開しても個人の利益が害されない情報</p> <p>ウ 公務員の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員の職に関する情報</p> <p>エ 人の生命、身体、健康、財産又は生活を保護するため、公開が必要な情報</p> | <p>市川市個人情報保護条例第 10 条の 5 第 2 項</p> <p>不動産登記法第 119 条～第 121 条、商業登記法第 10 条、第 11 条、著作権法第 78 条第 4 項、第 88 条第 2 項、公職選挙法第 192 条第 4 項</p> <p>※公開文書に記載されている公務員の情報</p> <p>※公開に先立ち意見聴取の機会付与が必須</p> |

沿革：（平 09 年 12 月・平 12 年 02 月・平 13 年 06 月・平 17 年 02 月・平 20 年 02 月一部改正）

市川第 20080208-0052 号
平成 20 年 2 月 14 日

市川市個人情報保護審議会

会 長 玉 田 弘 毅 様

市川市長 千 葉 光 行



実施機関以外のものに対する個人情報の提供について(諮問)

市川市では、昭和62年 4 月1日に施行した市川市個人情報保護条例に基づき、市民等の個人情報の保護に日々努めております。

このたび、国、東京都、千葉県をはじめ東京都市圏自治体で構成する東京都市圏交通計画協議会が調査主体となり、平成 20 年度東京都市圏総合都市交通体系調査(パーソントリップ調査)を実施することに伴い、千葉県は県内各市町村の抽出個人を対象に調査を実施することとなりました。このことから、市川市におきましても千葉県からの協力依頼により、市川市住民基本台帳から抽出した個人情報データを、法令又は条例に基づくものではありませんが公共の福祉に資するとの観点から、実施機関以外のものである「千葉県」に外部提供することについて、市川市個人情報保護条例第 10 条第 2 項の規定に基づく諮問をするものです。

記

- ・ 諮問事項 「東京都市圏総合都市交通体系調査(パーソントリップ調査)の実施に伴う抽出個人情報の千葉県への外部提供について」

以上

別紙

「個人情報目的外利用(「外部提供」)条例第10条第2項に基づく諮問」

諮問事項 「東京都市圏総合都市交通体系調査(パーソントリップ調査)の実施に伴う
抽出個人情報の千葉県への外部提供について」

「少子・超高齢化社会の到来」、「人口減少」、「地球温暖化」などといった社会情勢の変化を迎えているなかで、コンパクトなまちづくりや公共交通の確保などが都市計画・都市交通計画上の大きな課題となっており、これらの課題について検討を行なううえで、現状及び将来の交通実態の把握は必要不可欠であるといえます。

このため、国土交通省関東地方整備局及び東京都市圏の都県政令市である東京都、茨城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市で組織する東京都市圏交通計画協議会が調査主体となり、広域的且つ総合的な観点から都市交通政策の検討を行ない、圏域内各地域における交通問題の解決に向けた有用なデータを収集するため昭和43年に調査をして以来、平成10年に実施した第4回東京都市圏総合都市交通体系調査(以下「パーソントリップ調査」)まで、概ね10年に1回の頻度でパーソントリップ調査を実施しております。

パーソントリップ調査は、「人の動き」に着目し、「誰が」「何のために」「どこから」「どこへ」「どのような交通手段で」移動したかを調べ、調査の結果から現状及び将来の交通実態を把握することができます。調査の分析などの成果である交通データを基にして都市交通マスタープランの策定を行なったり、市町村における都市交通計画や施策実施のための基礎資料等として有効に利用できることが期待されております。

また、新型インフルエンザの感染拡散シミュレーションへの活用や、東京都市圏で懸念されている大地震発生時の帰宅困難者のシミュレーションへの活用など、様々な公的利用がなされております。

この度、平成20年度に第5回目のパーソントリップ調査を平成20年9月から平成20年10月を予定として実施することとなりましたが、千葉県も政令市である千葉市を除く県内全市町村の住民基本台帳から抽出提供を受けた個人を対象に、千葉県が契約する民間コンサルタント会社により調査票の配布や回収などを行なうこととなっております。

なお、市川市が千葉県に提供する市川市の住民基本台帳から抽出した個人情報は、千葉県が収集・保管する個人情報となり千葉県個人情報保護条例により保護されることとなります。

また、千葉県が委託する民間コンサルタント会社は、市川市が外部に個人情報を含む情報の処理を委託するのと同様に、千葉県個人情報保護条例第 65 条の罰則規定の適用を受けるものであること並びに契約書に添付する「個人情報取扱特記事項」により個人情報の保護措置がなされており、委託する民間コンサルタント会社に個人情報の保護に関する誓約書の提出を求め、収集した個人情報の保護に努めることとなっております。

以上のことから、市川市が千葉県に対して外部提供した個人情報につきましては適正に保護・管理されるものと判断され、千葉県に対してパーソントリップ調査の実施に関して協力することは公共の福祉に資するものと考えております。

記

1. 調査の位置づけ

- 統計報告調整法第 4 条に基づき総務省に承認申請(平成 20 年 8 月頃の承認)

2. 個人情報外部提供の根拠

- 過去の調査の際は、統計報告調整法の承認を受けてあり指定統計調査として法に基づくものとして扱いましたが、今回は個人情報提供時点で承認されておらず市川市個人情報保護審議会の意見を聴いたうえで実施機関が認めるものとする。

3. 抽出数

- 26, 781 世帯を予定

4. 個人情報抽出項目及び用途

- ① 世帯主漢字氏名・・・(調査資料の送付)
- ② 住所・・・(調査資料の送付)
- ③ 世帯全構成員の生年月日、性別・・・(回答者のチェック)

5. 抽出データの提出時期及び形態

- 平成 20 年 6 月 30 日を期限として予定している
- 電子ファイル及び書面リスト

6. 個人情報の管理

- 「個人情報管理方針」に基づき「個人情報管理計画」を策定し運用する。

7. 個人情報の取扱

- ① 個人情報の引渡しは手渡しによる。
- ② 個人情報の運搬は郵送等は利用せず、人手により運搬する。
- ③ 個人情報の処分は、市町村に返却するか県職員立会いのもと処分場所にて処分。

8. 調査の実施

- 千葉県と契約するコンサルタント会社

—その他参考資料添付—

以上